解散公告（第三回）

当公社は、平成二十四年十二月十三日総務大臣の認可により平成二十四年十二月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十三日

神戸市中央区雲井通五丁目三番一号
神戸市土地開発公社
代表清算人　石井　陽一

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十三日

岡山県玉野市宇野一丁目二七番一号
財団法人玉野市水産協会
代表清算人　國屋　良雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井三一番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　中畑　公良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十三日

青森県五所川原市東町一七―五　五所川原商工会館四階　さくら総合法律事務所
相続財産管理人　田坂　源治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市桜小路三〇番地、最後の住所秋田県由利本荘市和泉町二二番地一
被相続人　亡　伊藤　善彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十三日

秋田県由利本荘市笹道六番地
相続財産管理人　弁護士　白澤　恒一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市塩井町塩野三二五五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　伊藤　信雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十三日

山形県米沢市大町五丁目一番二五号　美咲法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荒井　賢二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南相馬市原町区南町一丁目一六七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　志賀　克俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十三日

福島県南相馬市原町区大町一丁目二五番地
相続財産管理人　弁護士　白鳥　剛臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県筑西市甲一八八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小島てる子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十三日

事務所茨城県下妻市下妻乙九二二番地
相続財産管理人　勝沼みち子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市緑一丁目五九番地一五二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　君島　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十三日

栃木県大田原市中央二―二―五
相続財産管理人　弁護士　高田　直之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市阿久津町九八二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　狩野　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十三日

事務所群馬県高崎市問屋町西一丁目九番地三KYビル二〇一
相続財産管理人　堀口　均

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都昭島市中神町一一三八番地一六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山本　邦夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十三日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市大字乙津一七〇番地、最後の住所東京都東大和市中央四丁目一〇二五番地の一東大和中央マンション一〇五号
被相続人　亡　後藤　怜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十三日

東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所
相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千四百四十九万二千円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

平成二十五年一月二十三日

東京都渋谷区渋谷一丁目一一番一号
株式会社シーオージ
代表取締役　櫻井　尚

第16期決算公告　平成25年1月23日
東京都渋谷区渋谷一丁目11番1号
株式会社シーオージ
代表取締役　櫻井　尚

貸借対照表の要旨（平成24年2月29日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4
	固定資産	0
	合計	5
負債及び純資産の部	流動負債	60
	固定負債	170
	株主資本	△ 225
	資本金	134
	資本剰余金	72
	資本準備金	72
	利益剰余金	△ 432
	その他利益剰余金	△ 432
	（うち当期純損失）	(1)
	合計	5

第47期決算公告
平成24年12月19日
東京都世田谷区喜多見5丁目26番27号
東京シェルパック株式会社
代表取締役　宮加谷啓史

貸借対照表の要旨（平成24年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,333,561
	固定資産	412,604
	合計	1,746,165
負債及び純資産の部	流動負債	337,354
	固定負債	36,600
	株主資本	1,372,211
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,352,211
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,347,211
	（うち当期純利益）	(115,521)
	合計	1,746,165